

## 解説 ロシアのクリミア併合はなぜ不法なのか

国際委員会 米沢博史  
〔執筆 2014年3月下旬〕

ロシアのプーチン大統領は3月18日にウクライナのクリミア自治共和国とセバストポリ特別市をロシアに編入することを発表し、21日には両地域の編入条約に調印しました。住民のロシアへの国籍変更や通貨のルーブルへの切り替えなど、併合手続きも進めています。

軍事的圧力のもとでウクライナ領土のクリミア半島を併合するというロシアの行為に対し、日本共産党の志位和夫委員長は3月19日、「ロシアはクリミア併合を撤回せよ——世界の平和秩序を覆す覇権主義は許されない」との声明を発表し、厳しく批判しました。

国際的な批判も高まっています。国連総会は3月17日、クリミアの地位変更を認めない決議を、国連加盟国の半数を超す百カ国以上の賛成で採択し、併合を支持した国はほとんどありませんでした。

志位委員長の声明にそって、ロシアの問題点を見ていきましょう。

### (1) ロシアのクリミア併合は侵略行為

#### ウクライナの領土を侵害

ロシアは、クリミア自治共和国とセバストポリ特別市で3月16日にロシアへの編入の是非を問う住民投票が実施されたことで、併合を合理化しようとしています。

しかし、この住民投票は、ロシアの軍事的圧力のなかで用意されたものです。クリミアでは2月27日、親ロシア派の武装部隊に取り囲まれた議会で、ウクライナの暫定政権を承認した自治共和国首相が解任され、親ロシアのアクシヨノフ氏が首相に就任しました。

プーチン大統領は3月1日、ロシア議会を招集し、ロシア軍のウクライナ派遣の承諾を得ました。さらにウクライナが反対しているにもかかわらず、セバストポリに駐留するロシア黒海艦隊の部隊を大幅に増強し「基地の警備の強化」と称して部隊を基地外のクリミアに展開しました。2日には、ロシア軍に支援されたと見られる武装部隊「自警団」が、主要なウクライナ軍基地を包囲しました。こうしたなか3月11日にクリミア議会が、セバストポリ特別市とともに独立を宣言し、ロシアへの編入の是非を問う住民投票の実施を発表したのです。

国連の「侵略の定義に関する決議」(1974年12月、国連総会決議3314)では、国家の軍隊による他国領土への侵入や占領や他国領土の併合とともに、駐留軍の受け入れ国との合意に反する使用、さらにはこうした行為への「国家の実質的な関与」などをも「侵略行為」と規定しています。

この規定からすれば、ロシアの行為は明らかに、「国連加盟国の主権、独立、領土保全を尊重するという国連憲章、国際法の原則に反した侵略行為そのもの」(志位委員長声明)です。

## ロシアが結んだ諸協定にも違反

ロシア政府はこれまでさまざまな国際協定で、繰り返しウクライナの主権と領土保全を誓約してきました。

1991年12月、ソ連構成国家がそれぞれ独立国となり「独立国家共同体」(CIS)を形成する際に取り交わした、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ3カ国の「CIS創設に関する協定」(1991年12月8日調印)でも、それに8国が加わった11カ国の「アルマアタ宣言」(12月21日)でも調印国の「領土保全と現存する国境の不可侵」が明記されています。

1994年12月5日に、ウクライナとロシア、米国、イギリスとの間で合意された「ブダペスト覚書」では、ウクライナに残っている旧ソ連の核兵器を廃棄する代わりに、「ウクライナの独立と主権および現存する国境を尊重する」(第1項)、「ウクライナの領土保全ないし政治的独立にたいする武力の行使ないし威嚇を控える義務を再確認する」(第2項)としています。

さらに1997年5月のロシア・ウクライナ友好協力条約では、ウクライナの領土保全や両国の国境不可侵、内政不干渉が明記されています。ロシア側がその発効条件としたロシア黒海艦隊の駐留の地位と条件を定めた協定(97年調印、99年発効)でも、主権尊重と内政不干渉やウクライナの法令順守などが盛り込まれています。

今回のロシアの軍事介入は、こうしたロシア自身が決めた協定にも、真っ向から違反しています。

## (2) 民族自決とは別物の「独立」と「編入」

### ウクライナ憲法に違反

プーチン大統領は、クリミアとセバストポリの「独立宣言」と、住民投票のロシア編入の賛成多数の結果をもって、「民族自決権の行使だ」と主張しています。

しかし、独立宣言も、住民投票も、ロシアの軍事的圧力のなかで、クリミアの多数派であるロシア系住民が、ウクライナ憲法に違反して強引に行なったものです。ウクライナ憲法では、クリミア自治共和国は「ウクライナの不可分の領土であり、ウクライナの憲法の範囲内で自治を行なう」とされ、国境変更は「ウクライナ全体の国民投票でのみ議決できる」と規定しています。ロシアもこれを認め、現国境を守ることを誓約してきたはずです。

また、クリミア内のウクライナ人やタタール人など少数派との話し合いや、ウクライナの中央政府との交渉といった民主的な手続きは取られていません。

このような多数派の決定を少数派に押し付けるやり方は、その地域の住民や民族の間の対立をあおるものとなりかねません。

ロシアの軍事的圧力のもとで実施された「独立宣言」と住民投票は、ウクライナ憲法違反であり、正当性はありません。

### 民族自決権と分離・独立

現在の国際社会では、民族自決権(人民の自決権)は、国家からの分離・独立の権利である外的自決権と、国の統治に参加する民主的な権利で実現される内的自決権があるとの認識が一般的です。

外的自決権の行使が明確に認められるのは、植民地のもとにある人民、あるいは外国の占領下におかれた人民です。内的自決権を否認された人民が最後の手段として、外的自決権に

訴えることができるとの議論もあります

クリミアは、1998年に自治共和国憲法が制定されており、自治権が認められています。今回のウクライナの政変の中で、自治権への重大な侵害やロシア系住民に対する組織的な暴力や弾圧は、伝えられていません。

ウクライナ中央政府との問題は、まず中央政府との交渉など内的自決権に基づく解決が追求されなくてはなりません。

### コソボの事例で正当化できず

プーチン大統領は、クリミア併合演説（3月18日）のなかで、「クリミアと全く同じケース」として、2008年のコソボのセルビアからの一方的な独立宣言と分離・独立を挙げています。

北大西洋条約機構（NATO）は1999年3～6月、ユーゴスラビアのセルビア共和国の自治州だったコソボで、コソボ住民に対するセルビアの弾圧・虐殺により人道的危機が深まったとして、国連安保理決議がないままセルビアを空爆しました。コソボは空爆後、国連安保理決議1244に基づいて、国連による暫定統治のもとに置かれました。2002年3月にはコソボ自治政府が置かれ、2008年2月にコソボ議会がセルビアからの独立を一方的に宣言しました。

NATOの空爆は、国連憲章や国際法への重大な違反でした。だからこそ、現在EUの仲介でセルビアとの対話を進めていても、コソボの独立を承認した国は106カ国（2013年11月現在）と限定的で、国連加盟にも至っていません。

プーチン大統領演説ではまた、国際司法裁判所（ICJ）が、コソボの一方的な独立宣言に関する勧告的意見（2010年7月）で、「国際法が独立宣言を一般的には禁じていない」と判断したことから、クリミアの分離・独立の正当化を試みています。

しかし勧告的意見には、国際司法裁判所はコソボ独立宣言が国際法に違反しているどうかを判断しただけであって、分離独立の是非や民族自決権の範囲を判断したのではないとの“断り書き”が明記されています（勧告的意見56項や83項など）。

したがって、この勧告的意見からクリミアの分離・独立の正当化を引き出すことはできません。

そもそもロシア自身がコソボの独立に反対しています。また、ソ連崩壊後に独立を求めたロシア南部のチェチェン共和国に対しては、激しい軍事攻撃で抑え込みました。クリミアだけは独立を認めさっさと併合を進めるとするのは、まったくの二重基準です。

## （3）ロシアの大国主義・覇権主義のあらわれ

### 戦略的な拠点を確保

プーチン大統領演説では、クリミアとセバストポリの軍事的な重要性を次のように強調しています。

「クリミアはわれわれ共通のものだ。地域安定に最も重要なファクターだ。このような戦略的な場所は、強く安定的な主権のもとにあるべきだ。それは実際上、今日においてはロシアだけ」「ロシアの偉大な軍事都市に、NATOの軍艦が出現することは、ロシア南部にとって脅威となる」。

自国にとって重要な戦略上重要な拠点だからといって、軍事介入によって他国の領土を併合するのはまさに大国主義としか言いようがありません。戦前の日本がアジアに「生命線」を引いて侵略戦争に突入したのに類する論理です。

### 飛び火する危険

プーチン演説では、クリミアはロシアと「文字通りの共通の歴史」を持つとし「クリミアは常に奪うことのできないロシアの一部という意識がある」「ロシア世界、歴史的なロシアが統一を回復しようとしている」などとしています。

プーチン政権が、ツァーリズム（絶対君主制）やスターリンのロシアの大国主義・覇権主義を受け継いで、ロシア帝国の版図の復活を試みようとするならば、その危険は、クリミア以外に及ぶ恐れがあります。

ウクライナに隣接するモルドバの沿ドニエストル地域では、1990年にロシア系住民が「独立」を宣言し、2006年の住民投票でロシア編入を決定しています。

クリミアは、13～15世紀はモンゴル、15～18世紀はトルコの支配下にあり、ロシアの領土となったのは18世紀後半、1783年になってからです。この時期、現在のウクライナの8割の土地がロシア領土となっています。クリミアがロシアの歴史的領土ならば、ウクライナの8割もロシアの歴史的領土で、併合可能ということになってしまいます。

### 平和と共存に逆行

さらにこの時期、ロシア帝国は、プロイセン、オーストリアとともにポーランドを3度にわたって分割・併合しポーランド国家を消滅させてしまいました。

マルクスとともに科学的社会主義の基礎を築いたエンゲルスは、このポーランド分割を主導したロシアのツァーリズムを「民族の自由」の障害と告発し、「全民族の自由な発展と個々の民族の自由な発展」がなければ「社会革命について考えること」はできないと強調しました。そしてツァーリズムが崩壊しこの障害がとりのぞかれれば、ウクライナ（「小ロシア」）は、「自由にその政治的な結びつきをえらぶことができるでしょう」と述べています（ナデジダへの手紙 1888年1月4日、「マルクス・エンゲルス全集」第37巻）。

しかしレーニン死後、ソ連の指導者となったスターリンは、ツァーリズムの大国主義・覇権主義を受け継ぎ、バルト三国のソ連編入やポーランドの東側の分割・併合をはじめ、ロシア帝国の支配地域（版図）の復活に執念を燃やしました。この民族の自由の抑圧が、今日まで続く各地の民族紛争の火種を残したのです。

ウクライナのような、長期にわたり多くの民族が混在、複雑な歴史をたどってきた地域では、武力の行使や大国の不当な介入を排除し、諸民族がたがいに協調し和解しあって共存の枠組みをよりよいものにしていくことこそが、求められています。

ロシアによるクリミア併合は、国際法違反の侵略行為であり、地域の平和と安定をそこない、事態の公正な解決をもたらすことにもなりません。□